

資料提供年月日	平成29年6月1日	
問い合わせ先	課名	総務法制企画課
	電話	直通 803-1081 内線 4450
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長 岩田 担当課長 浅沼

広 報 連 絡  
＜市長記者会見資料＞

1 件 名

平成29年6月定例会市議会提出の主な議案（予算を除く。）について

- ・岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について（甲第80号議案）

## 記者会見資料

担当課名	税制課
担当者名	課長 河野 清久
連絡先	803-1166 内線 4245

### 岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について (甲第80号議案)

#### 1 改正理由

地方税法の一部改正に伴い、岡山市市税条例等を改正するものです。

#### 2 主な改正の概要

##### (1) 固定資産税等の特例措置

わかまち特例（地域決定型地方税制特例措置）

##### ①企業主導型保育事業に係る固定資産税・都市計画税の特例措置

課税標準の特例割合を1/3とする。（参酌1/2）

##### ②家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）

に係る固定資産税・都市計画税の特例措置

課税標準の特例割合を1/2とする。（参酌1/2）

##### ③緑化保全・緑化推進法人が設置する市民公開緑地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置

課税標準の特例割合を2/3とする。（参酌2/3）

##### (2) 県費負担教職員の給与負担事務の県から市への移譲に伴う税源移譲

個人市民税の税率を6%から8%に改正するもの。

##### (3) 軽自動車税に係るグリーン化特例の期限延長等

現行の措置について、重点化を行った上で2年間延長

#### 3 施行期日

上記2のうち

(1) 公布の日から

(2) 平成30年1月1日

(3) 公布の日から

## わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)とは

従来法律で一律に定めていた課税標準又は税額の特例割合を条例で決定できるもの。  
(一定の参酌すべき特例割合と上限・下限を法律で定める。)

## 平成29年度税制改正におけるわがまち特例の導入(固定資産税・都市計画税)

### ■企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の創設

対象資産	特例割合
企業主導型保育事業に係る固定資産	1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(助成を受けた後5年間の時限措置)

### ■家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育(利用定員が5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充

対象資産	特例割合
家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産	1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(特例期間については定めなし)

### ■緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の創設

対象資産	特例割合
市民緑地の用に供する土地	2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(設置・管理開始後3年間の時限措置)

# 企業主導型保育事業に係る固定資産税の課税標準の軽減(イメージ図)

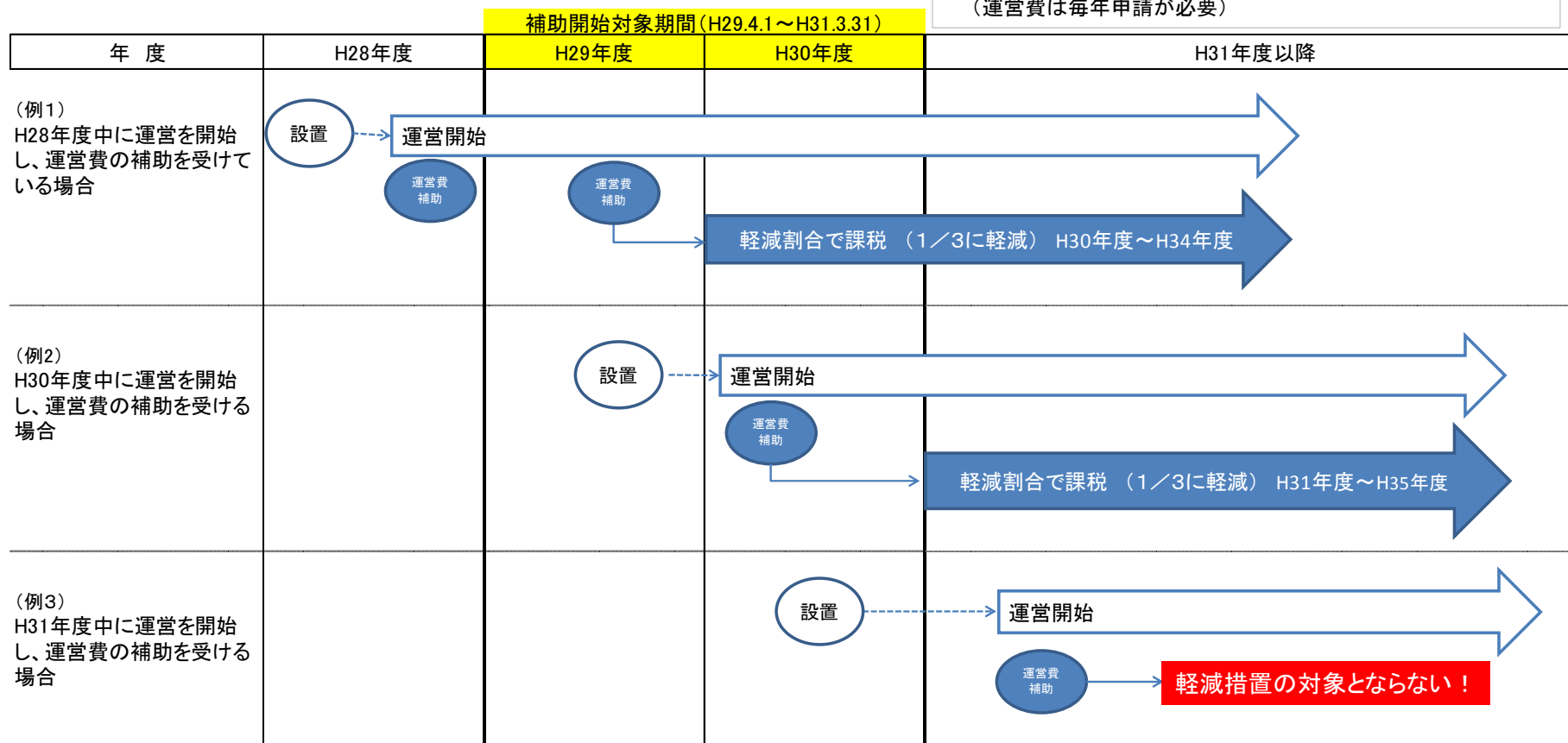
## 【対象施設】

・平成28年4月1日以降に新たに設置され、H29.4.1～H31.3.31(補助開始対象期間)内に運営費の補助を受けた施設(有償で借り受けている場合は対象外)

## 【対象期間】

・補助開始対象期間内で、最初に運営費の補助を受けた年の翌年度から5年度分が対象

※毎年1月1日に、引き続き運営費の補助を受けていることが要件。  
(運営費は毎年申請が必要)



※固定資産税の賦課期日は1月1日のため、1月～3月の間に最初の運営費の補助を受けた場合は、翌々年度からの軽減となる。  
(H30.2.15に運営費の補助を受けた場合は、H31年度から5年度分軽減。)